

# 第3期第1回横浜市子ども・子育て会議〔総会〕

日時：平成28年11月29日（火）18:30～20:30

場所：ワークピア横浜3階「かもめ・やまゆり」

## 議事次第

### 1 開会

### 2 こども青少年局長あいさつ

### 3 委員紹介

### 4 事務局紹介

### 5 議事

- (1) 会議の運営及び各部会の所掌事項について
- (2) 委員長、副委員長の選任について
- (3) 部会の委員・部会長・職務代理者の指名について
- (4) 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

### 6 その他

フォーラム「みんなで話そう！横浜での子育て～泣いて笑って子育ての本音～」開催について

### 7 閉会

#### 【添付資料】

- 資料1-1 横浜市子ども・子育て会議委員名簿
- 資料1-2 横浜市子ども・子育て会議事務局名簿
- 資料2-1 横浜市子ども・子育て会議の概要
- 資料2-2 横浜市子ども・子育て会議条例（平成27年4月1日施行）
- 資料2-3 横浜市子ども・子育て会議運営要綱（平成28年11月1日施行）
- 資料3 横浜市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

#### 【参考資料】

フォーラム「みんなで話そう！横浜での子育て～泣いて笑って子育ての本音～」開催



# 横浜市子ども・子育て会議(総会) 委員名簿

資料1-1

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等	委 員
1	千葉敬愛短期大学 学長	あかし よういち 明石 要一
2	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	おおた けいぞう 太田 憲蔵
3	横浜市青少年指導員連絡協議会 副会長	おおの いさお 大野 功
4	恵泉女学園大学 学長	おおひなた まさみ 大日向 雅美
5	國學院大学 人間開発学部 子ども支援学科 教授	かみなが みつこ 神長 美津子
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	きもと しげる 木元 茂
7	市民委員	くまがい ひろのぶ 熊谷 浩伸
8	横浜商工会議所 女性会	ごとう みさこ 後藤 美砂子
9	横浜市小学校長会 副会長	こまつ まこと 小松 眞
10	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会	さとう しんいちろう 佐藤 慎一郎
11	静岡県立大学 国際関係学部 教授	つとみ ひろし 津富 宏
12	市民委員	なんば ゆうこ 難波 裕子
13	特定非営利活動法人横浜にプレイパークを創ろうネットワーク 理事長	はしもと みち子 橋本 ミチ子
14	横浜市PTA連絡協議会 書記	まるやま ともみ 丸山 智美
15	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	むらた よしお 村田 由夫
16	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	やぎさわ えな 八木澤 恵奈
17	横浜地域連合 副議長	やない けんいち 柳井 健一
18	横浜市主任児童委員連絡会 代表	やなだ りえ子 梁田 理恵子
19	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人	やまだ みち子 山田 美智子
20	小田原短期大学 保育学科 教授	よしだ まり 吉田 眞理

# 横浜市子ども・子育て会議 臨時委員名簿

(敬称略・50音順)

## <子育て部会>

	所属・役職等	氏名
1	神奈川県立こども医療センター母子保健局 地域保健推進部長	おおやま まきこ 大山 牧子

## <保育・教育部会(=児童福祉審議会保育部会)>

	所属・役職等	氏名
1	千葉明德短期大学 保育創造学科 准教授	いしい あきひと 石井 章仁
2	子どもの領域研究所 所長	おぎ まり 尾木 まり
3	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 事業本部担当部長 兼 男女共同参画センター横浜相談センター長	きくち ともこ 菊池 朋子
4	よこはま一万子育てフォーラム 世話人代表	てんみょう みほ 天明 美穂
5	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	はせやま けいこ 長谷山 景子
6	東京成徳短期大学 幼児教育学科 教授	まつもと すみこ 松本 純子

## <放課後部会(=児童福祉審議会放課後部会)>

	所属・役職等	氏名
1	横浜市子ども会連絡協議会 会長	くどう はるじ 工藤 春治
2	横浜市教育委員会事務局主任指導主事	せこ まさき 世古 正樹
3	横浜市こども青少年局放課後児童育成課巡回相談員	ながい まりこ 永井 萬里子
4	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	もり かよこ 森 佳代子

## <青少年部会>(新設)

	所属・役職等	氏名
1	神奈川県弁護士会	いはら あやこ 井原 綾子
2	K2インターナショナルグループ 湘南・横浜若者サポートステーション統括責任者	いわもと まみ 岩本 真実
3	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	えぶち たけお 江渕 武雄
4	神奈川県立田奈高等学校	かなざわ のぶゆき 金澤 信之
5	横浜市中学校校長会	くどう ゆうじ 工藤 祐嗣
6	特定非営利活動法人 ユースポート横濱 よこはま若者サ ポートステーション 施設長	くまべ りょうこ 熊部 良子
7	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 准教授 同 大学院 保健福祉学研究科	なかむら みやこ 中村 美安子
8	都筑多文化・青少年交流プラザ 館長	はやしだ いくみ 林田 育美

子ども青少年局

区分	所 属	氏 名
局長	子ども青少年局長	田 中 博 章
部 長	子ども青少年局副局長(総務部長)	島 田 和 久
	子ども青少年局医務担当部長	辻 本 愛 子
	青少年部長	藤 沼 純 一 郎
	子育て支援部長	宮 本 正 彦
	保育対策等担当部長	吉 田 隆 彦
	子ども福祉保健部長	細 野 博 嗣
課 長	総務課長	岡 ノ 谷 雅 之
	青少年育成課長	村 上 謙 介
	青少年相談センター所長	内 田 太 郎
	放課後児童育成課長	齋 藤 紀 子
	放課後児童育成課整備担当課長	竹 下 幸 紀
	子育て支援課長	齋 藤 真 美 奈
	保育・教育運営課長	武 居 秀 顕
	保育・教育運営課運営指導等担当課長	石 田 登
	保育・教育運営課給付・支給認定担当課長	青 木 正 博
	保育・教育運営課保育運営担当課長	古 石 正 史
	保育・教育人材課長	伊 藤 ゆ か り
	保育・教育人材課幼・保・小連携担当課長	金 子 正 人
	保育対策課長	金 高 隆 一
	保育対策課担当課長	片 山 久 也
	保育対策課担当課長	岡 本 今 日 子
	子ども施設整備課長	山 本 淳 一
	子ども家庭課長	谷 口 千 尋
	子ども家庭課児童虐待・DV対策担当課長	田 中 弘 子
	子ども家庭課児童施設担当課長	岩 田 聡
	子ども家庭課親子保健担当課長	山 本 弘 庫
中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	上 原 嘉 明	
中央児童相談所所長	菅 原 正 興	
障害児福祉保健課長	佐 藤 祐 子	
係 長	青少年育成課担当係長	安 形 和 倫
	放課後児童育成課担当係長	矢 吹 貴
	子育て支援課子育て支援係長	前 川 周
	保育・教育運営課運営調整係長	鎌 田 学
	保育対策課担当係長	真 舘 裕 子
	子ども施設整備課担当係長	水 野 文 彬
	子ども家庭課子ども家庭係長	八 木 慶 子
	障害児福祉保健課担当係長	柴 山 一 彦

関係局

企画 担当 課長	健康福祉局 企画課長	氏 家 亮 一
	教育委員会事務局 教育政策推進課担当課長	遠 藤 寛 子

事務担当

企画調整課長	渋谷 昭 子
企画調整課 子ども・子育て支援新制度担当課長	福 嶋 誠 也
企画調整課 企画調整係長	柿 沼 千 尋
企画調整課 子ども・子育て支援新制度担当係長	原 弘 岳
企画調整課 子ども・子育て支援新制度担当係長	渡 辺 貴 士
総務課担当係長	名 越 英 治

平成28年11月1日現在



## 横浜市子ども・子育て会議の概要

### 1 趣旨

子ども・子育て支援法第 77 条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することが求められており、本市においては、平成 25 年 3 月に「横浜市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「横浜市子ども・子育て会議」を設置しました。

平成 26 年 9 月には、認定こども園法に基づく、幼保連携型認定こども園の設置認可等の審議事項を加えるとともに、平成 27 年 4 月からは、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に関する審議について、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定に関する審議と一体的に行うこととしました。

「横浜市子ども・子育て会議」は、幅広く本市の子ども・青少年のため施策の推進等について御審議をいただく附属機関となります。

### 2 「横浜市子ども・子育て会議」の審議事項

#### (1) 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に関する調査審議

- ア 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関すること
- イ 特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関すること
- ウ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること
- エ 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること

#### (2) 幼保連携型認定こども園の設置認可等に関する調査審議

幼保連携型認定こども園の設置認可、事業停止命令、認可取消、設備運営基準の向上の勧告に関すること

#### (3) その他子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項の調査審議

#### (4) 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体的に策定及び評価するための調査審議

### 3 委員

子ども・子育て支援に関し学識経験のある方、子育て当事者・支援者、保育・教育関係者、保健医療関係者、公募による市民委員など、幅広い分野から委員にご就任をいただいています。

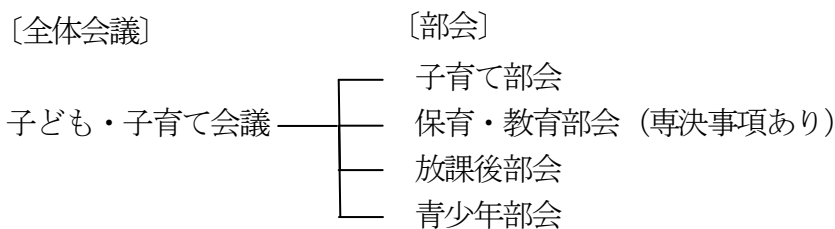
また、特定の分野を専門的にご審議いただくため、部会を設置しています。部会の委員には、本会議委員をはじめ、臨時委員にもご参加いただいています。

## 4 会議組織構成

横浜市子ども・子育て会議においては、特定の分野を専門的にご審議いただくため、子育て部会、保育・教育部会、放課後部会、青少年部会の4つの部会を設置しています。

なお、特定教育・保育施設の認可等の個別審議を数多く行うことが想定される保育・教育部会については、部会の調査審議事項の一部について、部会の専決事項とし、保育・教育部会の決定を子育て会議の決定とすることとしています。

また、保育・教育部会において、部会の専決を行った場合は、次回の子ども・子育て会議において報告することとしています。



## 5 各部会の主な所掌事項

### (1) 子育て部会

○横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること

(利用者支援に関する事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、妊婦に対して健康診査を実施する事業、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携等)

### (2) 保育・教育部会（アンダーライン：専決事項）

○横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること

(施設型給付、地域型保育給付、利用者支援に関する事業、時間外保育事業、一時預かり事業、幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容等)

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関すること

○幼保連携型認定こども園の認可等に関すること

○幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること

○幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること

○幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること

○子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関すること

### (3) 放課後部会

○横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること

(放課後児童健全育成事業、放課後施策に関連する事業等)



#### **(4) 青少年部会**

- 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること  
(青少年施策に関連する事業等)

## 6 会議開催状況（平成28年11月現在）

### （第1期 全体会）

	日程	議題
25年度 第1回	平成25年5月15日	(1) 子ども・子育て支援制度について (2) 横浜市子ども・子育て会議の進め方について (3) その他
第2回	平成25年9月24日	(1) 事業計画の策定について (2) 部会の設置について (3) 市民委員について
第3回	平成26年3月18日	(1) 部会における検討状況報告 (2) 事業計画の素案骨子（案）について (3) その他
26年度 第1回	平成26年6月17日	(1) 各種基準案に対する意見書のとりまとめについて (2) 部会における検討状況報告 (3) その他
第2回	平成26年8月8日	(1) 事業計画関連について (2) 利用者負担関連について (3) 各種基準条例関連について
第3回	平成26年10月16日	(1) 子ども・子育て支援事業計画関連（確保方策、素案）について (2) 部会における検討状況報告 (3) その他
第4回	平成27年1月6日	(1) 子ども・子育て支援事業計画原案（案）について (2) 部会における検討状況報告 (3) その他
第5回	平成27年3月25日	(1) 幼保連携型認定こども園の認可について (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について (3) その他

**(第2期 全体会)**

	日程	議題
27年度 第1回	平成27年5月22日	(1) 委員長及び副委員長の選出について (2) 本市子ども・子育て会議の運営について (3) 各部会の所掌事項について (4) 部会の委員、部会長及び部会長職務代理者の指名について (5) その他
第2回	平成27年10月30日	(1) 次世代育成支援行動計画（後期計画）の総括について (2) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について (3) 部会における検討状況報告 (4) その他
28年度 第1回	平成28年10月25日	(1) 各部会からの報告について (2) 平成27年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価（総括）について (3) 横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」の中間見直しについて (4) その他



## 横浜市子ども・子育て会議条例

## (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 77 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
  - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
  - (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

## (組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

## (臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

## (委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第 6 条第 3 項の規定は部会長の職務について、前条(第 1 項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 6 条第 3 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- (委員の任期の特例)
- 2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則 (平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成 27 年 2 月条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第 1019 号（局長決裁）  
最近改正 平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 310 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第 2 条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
  - (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
  - (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
  - (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
  - (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第

1 項第 3 号関係)

(5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事 ( 条例第 2 条第 1 項第 3 号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第 3 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 2 条第 3 項について、部会長に準用する。

(会議の公開)

第 4 条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例 (平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号) 第 31 条の規定により、子育て会議 (部会の会議を含む。) については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 5 条 委員長又は部会長は、子育て会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。